

社会救済分野における改革の方向は、実定法化に向けて進みながら、市・町部と農村部におけるすべての貧困者を対象とし、各地域の格差を反映するシビル・ミニマムを全国規模で確立していくことである。

注1) 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1998、3、4ページ

参考文献

- [1] 王占臣・任凡主編「社会保障法全書」上・下巻、改革出版社、1995年。
- [2] 中国社会保障制度総覧編集委員会、「中国社会保障制度総覧」、中国民主法制出版社、1995年。
- [3] 中国法制出版社編「中華人民共和國社会保険法規選編」、中国法制出版社、1995年。
- [4] 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1996、1～6
- [5] 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1998、1～6

(中央大学大学院博士過程)

くらしと雇用を守る国民の共同をどうすすめるか —第3回地域政策研究全国交流集会報告—

大須 真治

第3回地域政策研究全国交流集会の準備

第3回地域政策研究全国交流集会は、「雇用と就業、地域経済を考えるシンポジウム」と題して、1998年10月9、10日の2日間、全労連と労働総研が主催し、北海道で開催された。この研究交流集会は、1995年9月に第1回が開催されて以来、今回で第3回となる。集会の開催にあたって、過去2回の経験をふまえ、全労連と労働総研そして開催地の北海道労連との間で、集会の運営、解明すべき課題をめぐって打ち合わせが重ねられた。これが集会に大きく反映され、議論を一定の方向にしぼり、かみ合わせ、その質を飛躍的に高める役割を果たした。

準備の過程で、北海道の経済、雇用・失業、地域の状況等についての事前調査も行われた。この調査は全労連、労働総研、北海道労連そして北海道の活動家・研究者が参加し、地元労働組合や政党の全面的な協力で実施され、地域の労働者、農民、業者、住民のくらしと仕事の実態を明らかにした。調査結果は、特別調査として集会で報告され、議論を深める資料として大きな役割をはたした。

この集会をめぐる状況はどのようなものであったかという、大企業を中心に人減らし「合理化」が強行され、雇用の不安定化が進められる一方、長引く不況のもとで、企業倒産や工場閉鎖などで失業者

が増大し、完全失業率は、98年4月に4%を超え、その後も悪化を続け、失業はかつてなく深刻な問題となっていた。多くの労働者や農民、自営業者、そしてその家族の生活は危機的な状況に陥っていた。こうした国民生活の危機に、政府がなんら有効な施策を打ち出さない中、全労連は7月に雇用危機を突破するための「緊急雇用対策(案)」を発表していた。これをどのように具体化し、労働組合として今後さらに強力なたたかいをどのように進め国民生活の安定を実現していくべきか明確な方向を打ち出すことが集会に、求められていたのである。

こうした状況を受けて、第3回集会の目的として次のようなことが主催者の間で確認された。それは、北海道に典型的に現れている深刻な失業・雇用情勢、地域経済の実態を現地調査をも踏まえて分析・典型化する事によって、全国各地で展開されている失業反対、雇用改善のたたかい、営農や経営、地域経済を守る運動との共通点を確認し、勤労者・国民が陥っている労働と就業、生活の危機的状況を打開する要求・政策と運動の基本方向を確認し、新しいたたかいの発展を期すること、であった。

この目的のために、集会には特別報告と4つの基調的な報告が用意された。

特別報告として道労連政策調査室長片岡克己氏から「北海道現地調査報告」が行われ、13万人北海道

国際・国内動向

季節労働者の仕事と生活の実態が報告され、そうした状況のもとで、緊急かつ切実な要求として雇用保険の受給資格の問題を、当面の焦点にして繰り広げられているたたかいが報告された。

報告の第1は、建設一般北海道本部委員長佐藤陵一氏の「季節労働者—夏の失業に対し、『仕事よこせ』のたたかい」で、北海道における雇用失業闘争で先行したたたかいとなっている季節労働者のたたかいが報告された。第2報告は、北海道大学の椎名恒氏による「地域における雇用と中小建設業をめぐる公共事業のあり方を考える」で、生活基盤に密着した公共事業こそ雇用吸収力が大きいことを証明し、大型公共事業の規模を縮小していけば、中小業者への受注を増やし、就業労働者数を拡大できることが報告された。第3報告は、日本福祉大学の大木一訓氏による「失業問題の深刻化と政策課題」で、失業問題が深刻化し、政府・財界にこの問題を打開する姿勢が見られない中で、国や自治体の政策を変えさせることが不可欠で、佐藤報告にあった、北海道で行われている国に対して失業保障、生活保障を要求していくたたかいが典型となり、全国的なものにつなげていくことの重要性が強調された。最後に、全労連副議長・熊谷金道氏による「雇用確保の運動の前進をめざして」が報告された。全労連が「緊急雇用対策（案）」を発表した視点について、現に労働者・国民が直面している深刻な事態のもとでの切実な要求を実現するために現行法の活用を前面にうちだしたことで、それに加えて、公的就労事業や失業手当、解雇規制など制度新設の要求を掲げて、今日の事態に全面的に対処する方向を打ち出したことが報告された。今後、地域、産業、業種ごとに具体化し、職場から、そして業者、農民など諸階層との共同によって雇用確保失業反対のたたかいを広めていくこと、それらのたたかいを労働法制の改悪反対、政治・経済のあり方を変えていくたたかいと結びつけていくことの重要性が強調された。

研究交流集会での討論の到達点

交流集会では、長期にわたる不況の結果、深刻な危機に直面している労働者、業者、農民の仕事とくらしの状況をいかに捉え、その危機を突破するた

たかをどのように作り上げていくかを主要な焦点にして議論が行われた。その具体的な切り口となったのが、片岡報告や佐藤報告で示された北海道の季節労働者のたたかいであった。

この北海道の季節労働者とは、夏場に主として建設現場で働き、厳寒の冬には毎年失業している労働者で、失業する冬場は雇用保険による50日分の一時金と季節労働者援護制度で、生活をつないでいる労働者であった。この季節労働者の差し迫った問題は、雇用保険法の短期特例被保険者の受給資格にかかわる問題だったのである。

短期特例被保険者として冬場の失業給付受給資格を得るために、毎月11日以上、6ヶ月以上の就労が必要であった。そして季節労働者援護制度の適用条件は、1月末現在でこの受給資格を得ていることであった。ところが98年夏、この条件の確保が困難となってしまった。春には季節労働者へ、いつも働いている会社から「雇止め」「待機」の通知が舞い込み、倒産した会社も多く出ていた。季節労働者は、冬の生活以前に夏の生活で困難に直面させられることとなったのである。「一食しか食べていない人」、「生命保険を解約して食いつないでいる人」などが続出し、さまざまな生活困窮の実状が組合に訴えられてきていた。

北海道の季節労働者のこのような生活危機に対して、労働省も道庁も有効な手だてをほとんど持ち合わせていなかった。見るに見かねた自治体が応急対策として「つなぎ就労対策」を講じるありさまであった。こうした状況にたいして建設一般道本部、北海道労連は、国の責任による失業対策を要求して、政府に向けた自治体ぐるみの熱い失業者闘争をくり広げていた。

集会での議論の中心にすえられたのは、こうした具体的な北海道の季節労働者の雇用・失業問題であった。これをめぐって金融ビッグ・バーンに対するたたかいと不況打開のそれを結びつけることの必要、規制緩和と地域経済の困難を結びつけた取り組みの必要、いつ倒れても不思議でない中小企業者の集積している東京都大田区でのたたかいの展開、職場から運動をおこしていくことの重要性などが報告された。

北海道からは事業所倒産の激増、負債の累増、それらの原因に消費不況のあることが報告された。また、北海道農業をこれ以上縮小させないたたかひの必要が述べられ、これまで労働組合は日本農業の問題について必ずしも真剣に取り組んできたとは言えないという指摘もなされた。

一方、議論が不況・雇用だけに集中し過ぎているという疑問も出され、深刻な地方財政の問題も取り上げるべきであるとの問題提起も行われた。

このように今回の集会では、全体として説明すべき課題が明確に絞り込まれ、集中した討論が行われ、運動として掲げるべき政策要求についても一定程度的方向を確認することができた。また、集会がそのような課題を果たすべく、報告や調査などが事前に周到に準備された。このことによって過去2回の集会の成果の上にさらに一段と質の高い成果を積み上げることができた。

残された課題

今回の集会で得られた成果は大きなものではあったが、生活保障を実現させていくにはまだまだ説明されなければならない政策的な課題や運動上の問題も多く残された。このような課題が山積みされたのは、集会での討論がそれだけ現実的、具体的なものに絞り込まれたことと無関係ではない。それはまた、現在の雇用・失業問題の深刻さ、これに対してくりひろげられているたたかひの大きさを反映したものである。

さし当たり、失業のさまざまな性格の違いについて問われなければならないであろう。失業の性格については、奇しくも現行雇用保険法がそれを一定程度網羅している。同法は一般の被保険者とは別に、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を区別しており、さらにこれらとは別に雇用保険法の対象とされていない者がいる。これらはそれぞれ雇用形態が異なり、失業の性格もそれによって違っている。

今回の集会で集中的な議論の対象となったのは、このうちの短期雇用特例被保険者として扱われている季節労働者であった。このように具体的な失業者が問題になり、たたかひが具体的になり、現行法の活用によって改善を獲得しようとすればするほど失

業者の性格や法的位置づけの違いは決定的になる。失業者の性格の違いによって要求の中味を吟味し、たたかひ方を工夫しなければならない。同時に失業者の性格や地域の違いを超えて、雇用者だけでなく、あらゆる階層と共同して進めなければならないのが失業者闘争であろう。なぜなら失業問題は現行経済制度の根幹とかかわり、あらゆる形態の雇用者、就業者、無業者の問題とかかわっているからである。そこでこの季節労働者の失業は、その他の失業問題とどのような点で共通し、どのような点で異なっているかを分析し、その教訓を引き出し、全国各地で地域の状況に応じて、いろいろの階層と共同してたたかひを進めるものにしていくことが欠かせなくなる。

このためには、そもそも失業問題とは何かということから深められなければならないであろう。現行資本主義制度の下では失業を根絶することは不可能という事実から出発しなければならない。それゆえに失業をできる限り、浅く、短くする施策が不可欠となる。この点では北海道の現実、何らかの雇用創出を避けて通れないことを示している。すでにいくつかの自治体ではやむにやまれずその実施に踏み切らざるをえなくなっている。全労連の「緊急雇用対策(案)」も、特定地域開発就労事業の活用などを雇用創出策として提起し、北海道のたたかひでもそれだけでなくシルバー人材センター、高齢者事業団などの活用による雇用創出を要求している。失業をできるだけ抑制する施策とともに、失業が生活の不安定につながらないようにする施策が必要となる。それには失業給付、失業手当などの各種の生活保障制度の要求がある。

こうした要求は、失業者にとって切実であるとともに、国の政策の根幹にふれるものとしている。これを実現する運動が職場や地域で具体化されることに集会の成果がどこまでいかされるか、そこに集会の真価が問われている。

集会後の失業者闘争の展開

失業者闘争は、政府の施策と根本的なところで切り結ばざるをえないであろう。たたかひが政府と自治体の責任で、雇用創出を含む失業保障、生活保障

国際・国内動向

を要求しているのに対して、政府の施策は、失業が基本的には無くなっていることを前提に、失業対策を民間企業への雇用促進にすりかえ、責任を回避しているからである。集会以後の状況もこの限界をいかに超えるかが、たたかひの主要な課題となっている。

その後の主な失業者闘争の状況を見てみよう。北海道の季節労働者のたたかひでは、「熱いたたかひ」の結果、季節労働者援護制度の適用資格の条件緩和を勝ちとることができた。抜本的な問題は依然残されたままであるが、これだけの改善を獲得するためにも大きなたたかひが必要とされたのである。さらなる改善を求め、「熱い冬のたたかひ」に引きつがれ、労働大臣あてに「季節労働者の失業対策に関する請願」を提出、国としての特別就労事業の実施、自治体などへの財政援助などを要求して、たたかひが進められている。

自治労連も98年11月「自治体に対する『緊急雇用・失業対策』(案)」を発表した。これは「自治体等公共部門の直接雇用による対策」を含む緊急対策を自治体に要求し、その実施をせまるとともに、これによって雇用・失業問題に対する政府の姿勢を変えさせていこうとするものであった。

大阪労連も「大阪の経済再生と雇用創出めざす『わーくわくプラン』共同行動のよびかけ」を1月23日に発表。その中で、20万人求職者の就職を可能とする本格的雇用創出を提案、その中で1万人ホームレス労働者に対して、高齢者清掃事業の拡充などによる雇用保障の実現を政府、府、市に要求した。

高齢者清掃事業は、これまで西成労働福祉センター労働組合などが実現のための強力な運動を行い、その拡充を要求してきているものである。これまで端境期対策として実施されていたものを通年化させることを実現した。1999年度の緊急的措置として名称を「あいりん地区高齢日雇労働者特別清掃事業」として予算、人員規模の拡大を勝ちとった。

岩手県久慈市でも独自の雇用対策として道路補修など市の業務の作業員として、延べ1,100人の臨時採用を計画した。

こうした雇用保障を求めるたたかひや自治体のとりくみに対して、政府もようやく重い腰を上げはじ

めてはいるが、依然として民間企業の雇用に依存する立場を超えるものにはなっていない。「中・高年齢労働者移動支援特別助成金」(仮)も報じられているが、これは45歳から60歳までの失業者を採用した事業主に助成金を支払うものであり、日雇労働者多数雇用奨励金も日雇労働者の雇入れ延べ数が一定割合以上の事業主に奨励金を支払う制度である。これらの制度が失業緩和に一定の効果をもたらすことを否定するものではないが、より実効性のある雇用対策が具体的に提起されているにもかかわらず、それに踏み切らないところに根本的な問題が存在している。そうした政府の姿勢を典型的に示しているのが、98年12月に「特定地域開発就労事業の在り方に関する調査研究会」が労働省に対して出した報告であった。特定地域開発就労事業は現在残されている唯一の制度事業で、全労連の「緊急雇用対策(案)」でもこの制度を活用した雇用創出を要求している。この特定地域開発就労事業について報告は「失業者を吸収するために国や地方公共団体が事業を起こすという方式である以上は、民間就職促進を原則とする国の雇用対策の基本的な考え方にそぐわないものである」として、特定地域開発就労事業は最早終息すべき時期にあると判断している。

失業保障・生活保障を実現していくには、ここに示された政府・労働省の態度を変えさせていくような失業者闘争が、今後さらに熱くたたかわれなければならないであろう。第3回集会は、そうしたたたかひの一里塚の役割を立派に果たしたと言えよう。

(常任理事・中央大学教授)